



第十八卷 第四號

(通卷第七十二號)

昭和八年十月發行

研 究

覺信尼に就いて

赤 松 俊 秀

親鸞聖人の息女、覺信尼公に關し、偶々現今教界の一部には論難があり、激烈なる争を醸成してゐるのを見るが、また近時の覺信尼關係の諸述作に於いても、相距ること多い異見の存するを見た。私がこのさゝやか論文に於いて言はんとするところは、此等論争の是否を批評し、正否を直ちに決しやうとするのではなく、論難の中心たる史料を判讀し、また從來の諸論文を攻究するうち、此等研究の基礎をなす史料そのもの、批判考定に於いて、深き疑惑を抱くに至つたので、こゝに此等の疑義を糺

さんとするに外ならない。このことは覺信尼公關係の史料考證に於いて、私見の一方を提示し、且これによりて從來の研究殊には教界に於いて、親鸞及びその家族に對し、不當にもかけてゐた批難を除き得るものであり、これら批難は實に懇切ならざる史料判讀とその考定より來るものと考へるのである。

現在知られてゐる史料のなかにて、最も早く覺信尼に就いて概括的にその一生を録してゐるものは覺信尼の孫覺如の手になると認められてゐる、本願寺留守職相傳系圖であるが、覺信尼に關する部分を抽記すると次の如くである。

尼覺信

元久我太政大臣通光公女房、號兵衛督局、
日野宮内少輔兼左衛門佐廣綱妾、以當敷地、
皇太后宮大進有範孫、親鸞上人息女、
寄附本願親鸞上人影堂敷、財主也。

然るにこの系圖に於いて留意すべきは、覺信尼の俗稱に就いては、僅に久我家の女房であつた時に兵衛督局と號したと記すのみにて、所謂俗名に關しては何等云ふところのないことである。さりながら俗稱が明らかにならなくては、覺信尼の生涯の大半を占める在俗時代の史料を知るよすががないから、確實なる史料より立論して、俗稱を確定する必要がある。

其に就いて先づ想起せられるのは、先年本派本願寺の寶庫より發見せられた惠信尼の書狀十通の内弘長三年二月十日附の三通が、各々に註記せられてゐることより云ふも、又覺如の口傳鈔に記すとこ

ちより見るも、越後の惠信尼より娘覺信尼に送られた確證の存する書狀であるにも拘らず、惜しむらくは宛名を缺いてゐるので、惠信尼自ら何と覺信尼を呼ばれたかを知り得ないことである。然るに同じく惠信尼の書狀の内には、「御ふみの中に」の書出にて、「惠しん」と自署せられ、宛名の部分には「わかさとの申させ給へ」と記された書狀^⑤が存するが、その内容が先の弘長三年二月十日附の書狀に關聯してゐて、同じく覺信尼に宛て、送られた確證の存するところから、その宛名に見ゆる「わかさとの」を以つて覺信尼の俗稱なりとする説が、從來多くの人に依つて唱へられてゐる^⑥。然し乍ら此説は既に岩橋小彌太氏^⑦に依つて指摘せられてゐる如く、書狀の形式を無視せる比定にて、此書狀をその様式より見れば、「わかさとの」は、惠信尼より此書狀を覺信尼に披露することを依頼せられた人であつて、覺信尼自身ではあり得ないのである。しかもこの判定を支持するものは、同じく惠信尼書狀の内に、端裏に「わかさとの」の名を記しながら、その本文に於いて書狀の眞實の受信人に對し、特に「わかさとの」に念佛を專修せられたしと傳へよと依頼せられた書狀^⑧の存することである。其故に宛名に「わかさとの」と記されてゐても、それを以つて覺信尼の俗稱なりとするのは速斷と云はなければならぬ。

これら書狀の形式上並に内容上よりの判定に留意しつゝ、惠信尼書狀を検すると、「ゑしん」と自署し特に花押を加へられた建長八年九月十五日附の書狀^⑨の宛名に「わうこせんへ」とあり、しかも端裏には

「わかさ殿申させ給へ」と記されてゐるのが見出される。この形式上「わかさとの」の披露を俟たなくはならない、書狀の眞の受信人「わうこせん」こそは、同じく「わかさとの」の披露を要した覺信尼の前身であることは容易に觀取されるが、最近特に強くこの比定に對して反對の説が主張されてゐるから更に深くその當否を檢する必要がある。

この建長八年九月十五日附の書狀は、嘗つて惠信尼より「わうこせん」に下人を讓られた際に作られた讓狀が燒失したのに就いて、改めて作製された讓狀であるが、當時は封建制度の社會にて、下人を使役し進退するのは貴重なる階級的な特權として尊重されてゐたから、惠信尼がその進退を許されてゐる下人を遙々上洛せしめられたのは、單に他人に使役進退の權利を讓られたと見るべきではなくて、愛娘なる故におくられたと認むべきであらう。殊に此讓狀の中に記されてゐる下人の名は、惠信尼書狀の内にて、親鸞の聖容を傳へられた四通⑩を除く、餘の六通のすべてに現れる名であることは注意しなければならぬ。若し「わうこせん」にして覺信尼の前身に非ずとせば、惠信尼の書狀は僅か四通のみ覺信尼に送られたことになつて、下人のことを記した六通は全く他の人に宛て、送られたと認めなければならぬが、かく見ることの當らざることは、六通の書狀の内容⑪より直に立證され得るのである。強ひて枉論して先の建長八年九月十五日附の書狀と弘長三年二月十日附の書狀の間に七年の時日の經過してゐるところから、先に「わうこせん」に讓られた下人がこの間に覺信尼に改めて讓られ

たと假に臆測して見ても、下人の讓渡の際には必ず讓狀を必要とした事實より見れば、今日かゝる讓狀を見出せないからには、絶対に認められない想像と云ふの外はない。しかも今日日本派本願寺に残る惠信尼の書狀が、截然と親鸞の聖容に關するものと、下人に關するものとに分け得るところより見れば、恐らくはいづれかの時に於いて、惠信尼の書狀を整理して、一は祖徳顯彰の史料として、一は下人使役の權原として、保存せんとした事實の存したことが認められるが、その際に無効に歸してゐる「わうこせん」宛の下人の讓狀のみを保存して、惠信尼に對して最も重要な後の讓狀を逸したとは到底想像し得ないところである。かゝる不自然なる偶然を妄信しない限り、われわれは「わうこせん」を以つて惠信尼の俗稱と認めなければならない。しかも惠信尼の書狀に次いで、親鸞の自筆書狀がこの推定を裏書するのは私の深く喜びとするところである。その書狀は現在本派本願寺に所藏せらるゝ次の如きものである。

いやおむなかこと、ふみかきて、まいらせられ候めり。いまた、いところもなくてわひゐて候なり。あさましくくもてあつかいて、いかにすへしともなくて候なり、あなかしこ

三月廿八日

(切封)

わうこせんへ

(親鸞華押)

しんらん

この書狀に於いて最も強く私の注意を惹くものは、親鸞と「わうこせん」との間には、書狀に多く見

る、世上の儀禮を整へる必要が些もなく、親しげに親戀は何憚るところなく、「わうこせん」に對して「いやおむな」に關する憂慮の程を陳べてをられることである。かくの如き親しさは、今日多く遺存する親戀の門弟に宛て、おくつた、孰れの消息にも見出すことができなないのであつて、「わうこせん」即覺信尼の比定が成立して、始めてさこそと首肯し得るところのものである。かくして「わうこせん」の覺信尼の俗稱であることは何の疑義も存しなくなつたであらう。

然し乍ら從來多くの人の間に信せられてゐる、覺信尼の前身は「いやおむな」なりとの説を固執せられる人は、如何に多くの明證が存しても、尙先の親戀の自筆書狀に依つて、覺信尼即「わうこせん」説を否定せられることは豫見するに難くない。さりながら冷靜に史料を検せられるならば、「いやおむな」覺信尼説は如何に根據に乏しいかを容易に覺知せられるであらう。先にも一言せる如く、覺信尼に關する根本史料と認められる、本願寺留守職相傳系圖には兵衛督局の外には何事をも記さず、遙に下つて蓮如の息實悟の編める日野一流系圖にも「いやおむな」の名は見えず、徳川時代になつて始めて本願寺系圖に此説が現れたのにすぎないのである。何故に徳川時代になつて、かゝる新説が忽然として現れたかに就いては、確かな説は知らないが、恐らくは寛元元年十二月廿一日附の親戀の讓狀が發見せられたに基くと云ふ巷説が、その間の事情の眞を傳へたものであらう。讓狀は次の如きものであ

る。

端裏「いや女をあま御前よりゆつられたまうふみなり」

ゆつりわたすいや女事

みのかわりをとらせて、せうあみた佛かめしつかう女なり。しかるを、せうあみた佛、ひむかしの女房にゆつりわたすものなり。さまたけをなすへき人なし、ゆめくわつらひあるへからす、のちのためにゆつりふみをたてまつるなり あなかしこく

寛元元年癸卯十二月廿一日

(親鸞華押)

然しながら此讓狀の中には、いづこにも「いや女」が覺信尼であるとは記されてゐないのに注目しなければならぬ。親鸞が滅して數百歳を経て、忽然として發見せられた文書の中の一女性の名に對して、何等他に傍證なくして、如何にしてその考證をなし得たかを思へば、此の説が如何に根據が薄弱なるかは容易に察せられるであらう。此の説の由つて起きた根據は、叢林集等に特にこの文書の奥に宛名を附して「覺信房江」とあるところより見れば、讓狀の冒頭に着目して、「みのかわり」即眞影と速斷したところにあるのであらう。親鸞より「みのかわり」を得たのは覺信尼の外にはないとして、「いやおむな」は即ち覺信尼なりと讓狀の文意を幾重にも誤解した結果の比定にすぎないことに注意しなければならぬ。今日既に「みのかわり」は「みのしろ」のことなりと決定せられて、何人も異論がないの

に對して、其説によつて當然破棄せられた「いやおむな」説が今尙多くの人に依つて信奉せられてゐるのは奇怪と云ふの外はない、殊に惠信尼書狀に幾多の傍證が存する如く、「いやおむな」の「おむな」は下人たることを示す稱呼であつて、覺信尼の俗稱を「いやおむな」とする限り、覺信尼はその血を貴種に享け、後には公卿殿上人の後室に入つたにも拘らず、その中間に於いて、下人に墮ちたと觀なければならなくなる。かくの如き身分上の變換が階級的な封建制度社會に於いて、容易でなかつたことを知る人は、何人も覺信尼即ち「いやおむな」説を採るに躊躇せられるであらう。惠信尼はその娘の侍女に對してすら、常に「わかざとの」と敬稱を附せられて、下人を語られる際は截然と區別してをられたことを思へば思半に過ぐるものがあらう。殊に「いやおむな」を覺信尼とすればこそ、親戀に對して人倫上最も恥つべき愛娘賣りの批難を向けざるを得なくなることを思へば、よしや三百年來傳統のある説なりとて、些の執着の必要もないことゝなる。親戀がたゞ使役する女「いやおむな」を「せうあみた佛」の許にあづけられたに過ぎなかつたことに對して、誤つてかくの如き批難をかけられてゐたことに就いては、こゝに特に一般の人士に對しても、強い反省を求める要があると私は考へる。

覺信尼の俗稱が「わうこせん」と確定すれば、親戀並に惠信尼の書狀より認められる覺信尼の生涯は從來多くの人に依つて考へられた如き、波瀾曲折を極めたものではなくて、夫にこそは早く死別せら

れたが、長く慈父の膝下にありて教訓を享け、生母とは早く別居せられたが、絶えず音信を重ねられ、殊に數人の下人を讓られて、不自由のことなく、當時關東所生の女子の羨望したところの京都にて靜かにその生涯を終へられたのに過ぎないのである。然し乍ら最近の論難の中心となつた、この生母との別居が、親鸞が覺信尼に對して繼母を迎へたことに基くとするならば、幼にして家庭離散の悲運を嘗められたことは、後の覺信尼の靜穩な生活に強く反映して、常にその心情を暗くせしめたことであらう。其意味に於いて、この論難の事實を明らかにする必要がある。

この論争の中心となつたものは、現在本派本願寺に所藏せられる、二通の親鸞自筆書狀であるが、全文次の如きものである。

このいませんのは、の、たのむかたもなく、所らうをもちて候は、こそ、ゆつりもし候はめ、せんしに候なは、くの人にいとをしうせさせたまふへく候。このふみをかく、ひたちの人々を、たのみまいらせて候へは、由をきて、あはれみあはせたまふへく候、このふみをこらんあるへく候、このそくしやうはうも、すくへきやうもなきものにて候へは、申おくへきやうも候はず。みのかなはすわひしう候ことは、た、このことおなしことにて候。ときこのそくしやうはうにも、申をかす候。ひたちの人々はかりそ、このものともをも、御あはれみなされ候へからん。いとをしう人々あはれみおほしめすへし。このふみにて人々おなし御こゝろに候へし。あなかしこく

十一月十二日

せんしん(花押)

ひたち人々の御中へ

奥書「ひたち人々の御中へ」

(親鸞華押)

ひたち人々の御中へ、このふみをみせさせ給へ。すこしもかはらす候。このふみにすくへからす候へは、このふみを、くにの人々、おなしこゝろに候はんすらへ。あなかしこく

十一月十一日

(親鸞華押)

いまこせんのはゝに

論難の概要はこれらの書状に見ゆる、「いまこせんのはゝ」が常陸の所生と認められるところから、親鸞が越後にて惠信尼と結婚し、後同道して常陸に入國されてから、新に迎へられた内室と考へられ其結果として親鸞の家庭は分散するに至つたと説かれたのに對して、かくては親鸞の私徳の程が疑はれるに至り、宗祖としての人格が潰れるとの批難がおきたのにあるが、この二通の書状から「いまこせんのはゝ」は常陸の所生であると斷定された鷲尾教導氏、日下無倫氏の説は、他の如何なる説よりも正しいと云ふの外はない。然しながら此等二氏の説を含めて他の多くの人が、「いまこせんのはゝ」を親鸞の内室なりと速斷してをられるのは果して正しいと云ひ得るであらうか。親鸞には惠信尼の外に尙一人の内室の居られたのは事實であるが、茲に云ふ「いまこせんのはゝ」が他になんら傍證なくし

て、直ちに親鸞の内室なりとせらるゝには、當然のこととして、「いまこせん」なる親鸞の實子の存在を必要とする。此の事實を確認せずして、直ちに「いまこせんのは」を親鸞の内室と見るのは妄斷と云ふの外はない。殊にこの二通の書狀を熟讀すれば、その日附が十一月十一日と十二日であること、並に全文に哀韻の満ちてゐることより、既に橋川正氏²⁰が指摘してをられる如く、親鸞の遺言狀であることは直ちに氣附かれることである。然れば當時親鸞は九十歳に達してをられたから、その御内室は少くとも六十歳の老齡であり、その子「いまこせん」は若くとも三十歳の壯齡に達してゐたと推定されるが、此際親鸞がその遺言狀に於いて、壯年の「いまこせん」なる實子に何等言及せずして、老齡人生の第一線より退いたと認められるその母に對して、所領があれば譲ると云はれたとすれば、不思議な遺言狀と云はなければならぬ。さりながら假に一步を譲つて、親鸞臨終の際の遺言狀に非ずとするも、「いまこせんのは」が親鸞と恵信尼との家庭を破壊した人であるからには、覺信尼とは終生相容れない立場にあつた人と認められるが、その繼母に就いて親鸞が伏せんばかりにして常陸の同朋に援助を懇請した書狀が、覺信尼の創立になる本願寺の祕庫に藏せられた事は更に不可思議と云はざるを得ない。現在本願寺文書として残る書狀公驗を檢すれば、親鸞の書狀を除くの外は、すべて覺信尼、覺惠覺如の三代に於いて、これら三人に對して送られた書狀公驗、又は此等三人の發した書狀公驗の案文であり、親鸞の自筆書狀とても「わうこせん」宛の一通は覺信尼に宛てたものであるのに、この二

通のみ全く覺信尼と關係なき書狀が本願寺に所藏せられてゐるのは、後代常陸邊りより本願寺に納入した事實を認め得ない限り、不思議と云はざるを得ないのである。

こゝに於いて、この二通の書狀が遺言狀の性質を帯びてゐること、それが現在本派本願寺に所藏せられてゐる事實、更に又「いまこせんのは」が常陸所生の女子なる事實を綜合して靜思すれば、「いまこせんのは」が覺信尼なることは容易に思ひ當られるであらう。しかも私の深き喜びとすることは、この二通の書狀と全く別な文書に、この論定を裏書するものゝ存するを見出すことである。それは覺信尼の息覺惠がその子覺如に御影堂留守職を譲つた際に與へた書狀であつて、全文を掲げると次の如くである。

親鸞上人の御影堂御留守の事

覺惠のかはるとかはらず、みはなたるまじき由、國々の御門弟の中へ申おく也。それにつきては、故覺信御房の御事お、おほせおかるゝ上人の御自筆の御せうそく、又この御影堂の敷地の本券、證文并具書等こと／＼、これおわたすもの也。故覺信御房の狀、これらの證文等は、覺惠帯すへきよしのいわれを、かきのせられたるによりて 年來帶しつる也。而世間不定のうゑ、病おもき身なれば、にわかになめをふさく事もこそあれとて、かねてかやうにかきおく狀如件

正安四年五月廿二日

壬寅

覺 惠(華押)

此の書狀に云ふところの、覺信尼のことを遺言された親鸞自筆の書狀とは、本願寺に襲藏せられた四通の書狀のうちでは、さきの論證よりすれば、當然「いまこせんのは、」に關する二通のことになる。かくて「いまこせんのは、」は覺信尼と決定したのである。惠信尼が親鸞を怨んでゐたと云ふが如きは、さきの速斷が生んだ悲しむべき史料の誤讀にすぎない。

「いまこせんのは、」が覺信尼に確定すると、さきの二通の書狀は從來解せられたとは全く異つたものになつてくる。殊に親鸞が臨終に際していとも叮嚀に同朋に後事を托して逝かれた、覺信尼が後に此等の同行と協力して、大谷の御影堂を創立し、本願寺の基礎を固めたことを思へば、親鸞のこの懇望が如何なる性質のものであつたかを容易に知ることが出来る。其故に覺信尼が後年御影堂留守職をその子覺惠に譲られた際にも、親鸞のこの書狀の趣旨を敷衍して、本願寺が全く在國の同行の支持によつて存在することを強調せられ、覺惠も亦その子の覺如に御影堂留守職を譲るに當つて、同一の旨趣を門弟に披露し、覺如に對しては前述せる如く、親鸞の「いまこせんのは、」に關する書狀を特に重書として尊重すべきことを訓戒したのである。其故に在國の同行は競つて親鸞の遺族を支持し、一心同體となつて御影堂を建立し、その所有權を同行總有となし、親鸞入滅數十年にしても、尙その誠意

を失はず、境内の擴張、廟堂影像の再建に對して、親鸞在世に變らぬ奉仕を行つたのである。

然るに従來多くの人によつて、かくの如き美しき情誼のあつたことが却つて否定せられ、親鸞の入滅後程遠からずして、在國の同行は御影堂より乖離し、覺信尼はその間にあつて本願寺の經營に腐心されたと云はれてゐるが、これは次の文書の旨趣を誤り解したのに由るのである。

御念佛衆之中に令申候、抑國々故上人之門徒人々、毎月廿七日御念佛用途、雖爲乏少、相はげみ候之處、時々闕意之由歎存候。所詮者彼用途をは、大谷の覺信御房御方におかれ候て候はゞ、念佛衆けたい候はゞ、他僧をも請して可致勤修其役候。以此旨衆徒之中に可有御心得候。恐々謹言

十一月十一日

信 海(花押)

顯 智(花押)

光 信(花押)

念佛衆御中へ

この文書は在國の同行の意を體して、信海、顯智、光信の三人が、京都の念佛衆に對して、常に親鸞の忌日に念佛を勤修する料として、關東より懇志を送つてゐるのに拘らず、時々念佛衆が勤行を怠ると聞くが、大變悲しいことである。そんな有様では今後念佛の用途は覺信尼の許におくから、お参りにならない時は他の念佛衆を招いて勤行するから、左様御承知ありたいと警告を發したのであつてこの書状は親鸞入滅十八年にして尙門侶の親鸞に對する追慕の念の衰へざるをこそ證してゐるが、決

して門末の乖離を示してゐるのではないのである。

かく觀じ來れば、親鸞の「いまこせんのは」に關する書狀の意義が益明らかになつてくる。「みのかなはず、わひしう候ことは、たゞこのこと、おなしことにて候(中略)ひちちの人々はかりそ、このものともをも、御あはれみなされ候へからん、いとをしう人々あはれみおほしめすへし」と常陸在住の同行に訴へた親鸞の姿は、かの歎異鈔に云ふ唯圓に對して答へられた親鸞の語として、世に喧傳される「久遠劫よりいまゞで流轉せる苦惱の舊里は捨てがたく、いまだ生れざる安養の淨土は戀しからずさふらふこと、まことによく／＼煩惱の興盛にさふらふにこそ、なこりおしくおもへとも娑婆の縁つきて力なくして終るときに彼土へはまゐるべきなり」と現實への絶ち難き愛著の念の熾烈なるを強く意識しつゝ、絶對否定の彼岸への聯繫に於いて、微かなしかも確實なる安住の境地の存在を絶叶した、有名なる法語と一脈相通するものゝ存することは直ちに觀取せられるであらう。親鸞の臨終の願がその常に説ける教と完全に一致せることに由つて、門末の心底に浸透し、その結果門侶一致して祖聖の遺族扶養の目的まで含まれた御影堂の建立となつたのである。その點に於いて「いまこせんのは」に關する親鸞の自筆書狀は、本願寺をして今日あらしめた最大の紐帶の如何なるものなるかを示したものと云はなければならぬ。

覺信尼に就いて、尙殘れるものは、覺惠の生れた時代と「ひむがしの女房」が何人なるかと云ふことであるが、覺惠の出生に就いて徵すべき史料は最須敬重繪詞、慕歸繪詞並に存覺一期記であるが、それらの記述の中で最も多く引用せられるのは、覺惠が七歳の時嘉禎二年に薨じた權中納言家光の猶子になつたこと、徳治二年²⁴に六十有餘にして逝去したとの二つの事實であるが、この二つの事實は相互に矛盾してゐるので、いづれかゞ是で、いづれかが誤つてゐるに相違ないが、徐ろに二つの事實を検すれば自らその正否がわかるであらう。日下無倫氏が既に強調せられた如く、此等の記録を作つた、存覺、從覺、乘專が自ら熟知してゐたのは覺惠の歿年であつて、その生れた時のことは極めて不明瞭なのは當然のことである。其故に覺惠の出生は氏の云ふ如く、覺信尼二十五六歳の頃と見て誤はないであらう。嘉禎二年²⁵には覺信尼に七歳の子があり得ないとなれば、家光の猶子説は何かの誤と見なければならぬが、覺惠が後に中納言阿闍梨と稱したことより見れば、恐らく中納言の猶子とされるは事實なるべく、若しその中納言を求める要あらば、後に覺如の猶父となつた兼仲²⁶の父權中納言經光²⁷に比定すべきには非るかと思はる。

「ひむがしの女房」に關しても日下無倫氏²⁸の卓見が注意される、氏は「ひむがしの女房」を久我家の女房と比定せられたのであるが、私は更に進んで「ひむがしの女房」は覺信尼なりと信ずるものである。「いやおむな」に關する二通の書状が今日本願寺に保存せられるのは「いやおむな」の主人「ひむがしの

女房」が覺信尼にして始めて解し得られるのである。

如上の論證に依つて私の云はんとすることは大體に於いて盡きたのであるが、最後に特に注意せられたきは、本願寺の歴史を研究する際に、最も依憑せられた親戀傳繪並に本願寺留守職相傳系圖等、覺如の前後に多く作製せられた記録は、從來多くの人に依つて作爲が多いとして斥けられてきたが、私のこのさゝやかな論文によつて、幾多の傍證を發見し、その大綱に於いてはいさゝかも作爲のないことが明瞭になつたことである。既に惠信尼書狀の發見によつて、親戀の聖容は鮮かに再現したが、私見によつて本願寺創立を中心とする幾多の史實が改めて認識せられ、史上の親戀は、即傳稱仰慕の中に生きてゐる聖容と聊も異るところなきを明らかにし得たと信ずる。

本稿の成るに當つては西田教授の御教示に負ふところ多し、謹みて謝意を表す。(昭和八・九・四稿了)

- ① 鷲尾教導氏著、「惠信尼文書の研究」參照
- ② 「惠信尼文書の研究」所載第三通、第四通、第六通
- ③ 「惠信尼文書」第四通の裏端書に「ふちこの御文にて候 此御表書は覺信御房御筆也」とあり。第三通第六通にも同意趣の註記あり。
- ④ 口傳鈔中、「聖人本地觀音の事」の項に、「惠信尼文書」第六通を引き、「越後國國府ヨリトメヲキマフサル、惠信ノ御房ノ御文、弘長三年春コロ、御ムスメ覺信ノ御房へ進セラル」と記す。
- ⑤ 「惠信尼文書」第五通。先の第三通に云ふ日附の誤れるを訂正されたものなり。
- ⑥ 一例は鷲尾教導氏「惠信尼文書の研究」

- ⑦ 藤原猶雪氏著「親鸞上人の女覺信尼公行實の研究」追記参照
- ⑧ 「惠信尼文書」第十通。「又わかさとのゝ、いまはおとなしく、としよみて、おほし候はんと、よにゆかしくこそ、おほえ候へ。かまへてねんふつ申て、こくらくへまいりあはせ給へと候へし。眞實の受信人に對して、これより先に既に念佛をすゝめておられる。
- ⑨ 「惠信尼文書」第二通。
- ⑩ 「惠信尼文書」第三通、第四通、第五通、第六通
- ⑪ 一例をあげると「惠信尼文書」第十通に見ゆる「くわうす御せん」は光壽御前にて後の覺惠のことなるが、その身邊に就いて惠信尼が親しく聞いたものが、覺惠の母に非ずとするが如き結果になる。
- ⑫ 稻葉昌丸氏編「速如上人行實」所載。猶注意すべきは、この系圖は必ずしも、本願寺留守職相傳系圖のみに據らざりしと見え、異説をのせてゐることなり。
- ⑬ 續羣書類從所收、本願寺系圖。
- ⑭ 眞宗全書所收、叢林集
- ⑮ 「惠信尼文書」第二通
- ⑯ 「惠信尼文書」第十通
- ⑰ 佛教研究第三卷第三號所載鷲尾教導氏論文「親鸞聖人と常陸とに就ての考察」参照
- ⑱ 日下無倫氏は其著「覺信尼公」に於いて、鷲尾教導氏の説よりすゝんで、常陸所生の事實から關東時代の内室とせられたのは、他のいかなる説よりも首肯し得られるものなることに注意せられたし。
- ⑲ 高田派専修寺藏、建長八年五月二十九日附親鸞書狀寫参照
- ⑳ 藤原猶雪氏著「覺信尼公行實の研究」追記参照
- ㉑ 本派本願寺所藏、弘安六年十一月二十四日附、覺信尼の書狀案に、「あまか候つるほとば、お中の人々の御心さしものにて、

このものともなは、はく、み候つれとも、いまはいか、し候はんすらんと、心くるしくおほへ候、たはたげも、たす候へは、ゆつくりおく事もなく候。た、いかうの中の人々をこそ、たのみまいらせ候へは、あまがさふらひしに、かはらす御らんしはなたれず候へかしとおほへて候」とあつて、親戀の遺言狀と符節を合してゐるに注目せられたし。

⑳ 本派本願寺藏正安四年五月二十二日附、覺惠の書狀に覺如を支持せられたしと懇望す。

㉑ 最須敬重繪詞、墓歸繪詞參照

㉒ 最須敬重繪詞、存覺一期記參照

㉓ 日下無倫氏著「覺信尼公」參照

㉔ 嘉禎二年に少くとも覺惠が七歳であるとせば、覺信尼は七歳より以前に覺惠を生みしことになる

㉕ 本願寺留守職相傳系圖參照

㉖ 本願寺留守職相傳系圖參照

㉗ 公卿補任によるに日野一流にてこの當時中納言の官にありしは家光の後は、寶治元より在官の經光なりしにより推定す。

㉘ 日下無倫氏著「覺信尼公」參照